

東横田清掃工場跡地へのオフサイト太陽光発電設備及び蓄電池設置事業 仕様書

この東横田清掃工場跡地へのオフサイト太陽光発電設備及び蓄電池設置事業仕様書（以下、仕様書という。）は、東横田町の東横田清掃工場跡地へ太陽光発電設備及び蓄電池（以下、発電等設備という。）の設置事業に関して必要な事項を定めるものであり、本事業における発電等設備設置事業者（以下、発電事業者という。）は、この仕様書に基づき適正に事業を履行すること。

1 目的

宇都宮市（以下、本市という。）は、環境省の脱炭素先行地域に選定され、2030年（令和12年）までの民生部門における電力消費に伴う二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指し、再生可能エネルギーの導入などに取り組んでいる。

その計画達成に向け、本市東横田清掃工場跡地（以下、対象地という。）に発電等設備を設置し、発電した電力を本市市有施設等に供給することで、「再生可能エネルギーの地産地消」を実現する。

2 事業内容

(1) 基本事項

- ① 発電事業者は、対象地に提案を基に設計した発電等設備を設置し、運用期間において運転・維持管理等の運用を行う。
- ② 発電事業者は、発電等設備の設計・工事監理業務、工事に関連する手続き及びその他設備の設置・運用に必要な関連業務を行う。
- ③ 発電事業者は、発電等設備に異常があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、速やかに機能の回復を行う。
- ④ 運用期間終了後の設備については、発電事業者により撤去し原状回復を行うことを原則とするが、運用期間終了時点での社会的動向も踏まえて本市及び発電事業者で協議のうえ、対応を決定する。
- ⑤ 本事業は、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号）、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号）の交付要件・規定に基づいた事業提案内容とする。
- ⑥ 発電事業者は、本事業により発電された電力について、本市との電力需給契約の協定締結事業者（以下、協定事業者という。）と電力売買契約を行うものとする。なお、協定事業者への売電単価については、別途協定事業者との協議により決定するものとするが、その単価については、原則として、プロポーザルでの提案単価を基本とする。ただし、事

業期間中，例外的に売電単価の見直しが必要な場合は，本市と発電事業者と協定事業者とで別途協議のうえ売電単価を見直すものとする。

- ⑦ 電力供給先に供給された電力に付随する二酸化炭素排出削減等の環境価値については，協定事業者に帰属するものとする。
- ⑧ 発電事業者は，本市に対し，設置工事，運用等について必要な事項を説明するとともに，非常時の対応等を定めたマニュアルを作成すること。
- ⑨ 発電事業者は，電気事業法に基づく保安規程を作成し，本市に確認の上，国に届出を行うこと。
- ⑩ 宇都宮市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例などの各種法令に加え，事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（資源エネルギー庁）や太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省）等を遵守すること。
- ⑪ 発電事業者は，対象地を本事業以外の用途に使用しないこと。

(2) 対象地

- ア 所在地** 宇都宮市東横田町 1 3 6 番地外（旧東横田清掃工場跡地）
- イ 面積** 39,061㎡
（うち，9,451.68㎡は7月31日現在私有地）
- ウ 現況** 更地（令和7年5月に解体終了）
- エ その他**
- ・洪水ハザードマップの浸水想定区域0.5m～3.0m未満の区分に該当
 - ・敷地外周に木柵あり。
 - ・敷地内に石碑及び錠付き金属柵及び基礎あり
 - ・対象地の西側に一級河川があり，敷地内に河川保全区域が存在する。

※ 対象地の詳細については別紙1のとおり

(3) 対象地における土地利用関連法令

栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針及び宇都宮市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例に基づく，対象地に該当・関連する法令等は以下のとおりである。

法・条例等	該当・関連項目	理由・対応
都市計画法	市街化調整区域での開発行為	市街化調整区域での開発行為（形の変更等）に対しては，許可が必要となるため，太陽光設備等の仕様によっては確認が必要。
農地法	地目の変更	地目が農地のため（本市にて登記変更を実施予定）

建築基準法	・ 架台下の屋内的用途で使用する場合は届出 ・ 蓄電池の設置方法	・ 架台下を居住・執務・作業・集会・娯楽・物品の保管又は格納・その他屋内的用途に使う場合は建築物に該当するため ・ 蓄電池の仕様によっては建築物に該当する可能性があるため、確認が必要
河川法	河川保全区域に該当 (田川の河川区域から幅 15 m)	土地の掘削、盛土、切土、およびその他土地の形状を変更する行為や工作物の新築等に土木事務所の許可が必要
水防法	洪水浸水想定区域	洪水ハザードマップの浸水想定区域0.5m～3.0m未満の区分に該当するため
土壌汚染対策法	3,000㎡以上の土地の形質変更（掘削・盛土・土壌の採取）を行う場合の届出	盛土、切土、杭打ち（杭の太さ）等の合計が対象地は3,000㎡以上になる場合は届出を行うこと
盛土規制法、宅地造成及び特定盛土等規制法	盛土・切土等を行う場合には、規模等に応じて許可が必要になる場合がある	盛土・切土等を行う場合は届出を行うこと
景観法（景観条例）	景観計画における届出	景観計画別表 1 の⑧製造施設等の築造面積1,000㎡を超えるため届出が必要
宇都宮市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例	盛土・切土等を行う場合には、規模等に応じて許可が必要になる場合がある	盛土・切土等を行う場合は届出を行うこと
栃木県屋外広告物条例	屋外広告物を設置する場合には許可が必要	屋外広告物を設置する場合は届出を行うこと
宇都宮市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例	保全区域内に太陽光発電施設を設置する場合	許可申請が必要（確認済み）及び手数料270,000 円が必要（発電事業者が納付すること）

(4) 事業期間

ア 発電等設備設置工事

令和10年2月29日までに設置工事を完了し、電力を供給できる状態にするものとする。

【想定スケジュール】

- ・令和8年10月頃 協定締結
- ・令和8年11月頃 各種申請手続き・住民説明会
- ・令和8年12月頃 物品発注開始
- ・令和9年 4月頃 設置工事開始

※ 一部の土地において、7月1日現在、私有地であり、用地取得予定であることから、用地取得の状況によりスケジュールは調整する場合がある。また、原則として、設置工事は用地取得完了後から開始するものとし、物品発注の開始時期については、本市との協議により決定する。

※ 発電等設備に係る本市と発電事業者間での協定締結後における発電事業者都合による発電等設備設置工事期間超過に伴う自己負担額の増加については、発電事業者負担とする。ただし、資材発注の長期化等の外的要因による発電等設備設置工事期間超過の場合については、市と協議の上対応する。

イ 運用期間

電力供給開始から20年間

なお、電力供給開始の具体的な時期については、本市との協議により決定する。

3 発電等設備工事前の調査・手続

(1) 現地調査

対象地の状況を十分に把握するために、資料等の収集、現地測定等の必要な調査を実施すること。

(2) 発電等設備容量の検討

ア 太陽光発電設備

太陽光発電設備の容量は、現地調査の結果等に基づき精査し、対象地に適切な容量とすること。検討に当たっては、設備容量2,988.9kW、定格最大出力1,997kWを上限として、効率的な蓄電池への充電及び年間の送電量・採算性などを適切に考慮した最適な設備容量を検討すること。

イ 蓄電池

蓄電池の容量は500kWhとする。なお、API連携により外部からの充放電制御が可能となる機能を有すること。

(3) 発電等設備の系統への接続

ア 太陽光発電設備

太陽光発電設備設に係る系統接続検討の申込は完了済み（工事負担金36.3万円，保証金1.8万円）であることから，発電事業者は速やかに発電量調整供給契約申込・系統連系申込を実施すること。なお，工事負担金及び保証金については発電事業者負担とする。

イ 蓄電池

蓄電池に係る系統接続検討の申込は未実施であるため，別途発電事業者による接続検討の申込を実施すること。なお，系統接続に係る経費等については発電事業者負担とする。また，検討の結果，東京電力パワーグリッド株式会社の接続工事が工事期間後となる場合は，別途市と協議する。

(4) 構造検討

発電等設備の構造について，長期荷重，地震力，風圧力，積載荷重，そのほか外力に対して耐久性が問題ないことを書面により報告すること。

また，洪水ハザードマップや現地の構造を確認の上，適切な浸水対策を施すことを書面により報告すること。

(5) 各種関係手続等

- ・ 事業の実施にあたって必要となる各種法令の規定に基づく届出等手続きを整理し，その内容とスケジュールについて本市に報告するとともに，発電事業者が所管官庁にて必要な手続きを行い，それらに係る費用は発電事業者の負担とすること。
- ・ 発電事業者は，市と対象地に係る賃貸借契約を結び，市に対し年間7,865,946円（予定）の賃借料を支払うものとする。なお，賃借料は，毎年4月1日から翌年3月31日を対象期間とし，翌年度4月末日までに支払うものとする。
- ・ 運用期間に係る賃貸借契約の期間は原則として20年間とする。
- ・ 運用期間に係る賃貸借契約のほか，**発電設備等**設置工事に係る賃貸借契約及び設備の撤去に係る賃貸借契約を締結することとし，その期間については，別途協議する。

※ 賃借料は固定資産税の評価替えに合わせ，3年に1度見直すものとする。なお，大幅な地価の変動など，例外的に賃借料の見直しが必要な場合は，本市と発電事業者で別途協議のうえ賃借料を見直すものとする。

4 発電等設備の設計・工事の条件

(1) 基本的条件

- ・ 発電等設備に係る設計，材料，工事，維持管理に当たっては，電気事業法，廃棄物処理法，計量法等の関係法令を遵守するものとする。
- ・ 地盤状況はN値3，粘性土として，太陽光発電設備の架台設置はスクリー杭での施工とし見積もること。なお，本工法での工事が困難となった場合は，別途本市と協議するものとする。
- ・ 発電事業者は，工事に先立って詳細設計を行い，平面図，立面図，電気設備図面，工程表等を本市に提出し，確認を受けること。
- ・ 日影，反射光，輻射熱，騒音及び盗難による周辺への影響について調査し，十分配慮した設計・施工をし，影響が懸念される場合には対策を施すこと。地域住民から苦情等があった場合は，誠実かつ速やかに適切な対応を行うこと。
- ・ 工事中の安全対策の実施，近隣住民との調整等は発電事業者において十分に行うこと。
- ・ 施工にあたり，設置場所に存在する草木や構造物の撤去が必要な場合は，本事業の一部として行うものとする。
- ・ 工事完成時に，完成図書書類を1部作成し，本市に提出するものとする。なお，PDF形式データのほかにDXF形式データ及びオリジナルCADデータを提出すること。

(2) 発電等設備の仕様

ア 太陽光発電設備

- ・ 据え付けは，建築基準法施行令第39条及び「JIS C8955（2017）『太陽電池アレイ用支持物設計標準』」に定めるところによる風圧力及び自重，積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。また，確認結果を本市に報告すること。
- ・ 設備を囲う柵塀を設置するとともに，柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（発電事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号，保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号，運転開始年月日，交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。
- ・ JIS 規格又は同等の規格に準拠した製品であること。

イ 蓄電池

- ・ 対象地内に設置し，同地の太陽光発電設備から充電すること。
- ・ 設備の法定耐用年数（国庫補助事業対象期間）期間中は，適切な充電容量の維持に努めることとし，法定耐用年数の経過後の運用・取り扱いについては，別途市と協議すること。
- ・ 蓄電システムは JIS 規格又は同等規格に準拠した製品であること。
- ・ 外部システムからAPI連携により充放電制御ができること。

ウ その他

- ・ 敷地内に存置されている木柵、錠付き金属柵及び基礎等を発電事業に活用することは差し支えない。

5 電力供給・維持管理（保安・点検）・報告・非常時等の基本仕様

(1) 電力供給

- ・ 太陽光発電設備で発電した電力は協定事業者へ売電すること。

(2) 維持管理（保安・点検）

- ・ 発電事業者は、本市及び協定事業者と、責任分界点、保全の内容等の協議を行った上、発電等設備及び敷地の維持管理に努め、適切な保守点検計画を提出する。
- ・ 発電事業者は、点検を年1回以上行い、故障や腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト、金具のゆるみ等の確認を行うこと。
- ・ 発電事業者からの企画提案内容が達成できないことによる損失は、原則として発電事業者の負担とする。
- ・ 発電事業者は、本事業及び周辺生活環境並びに景観上支障の無いよう、草刈等の維持管理を行うこと。
- ・ 発電事業者は、盗難等防止のための防犯灯を設置するなど、防犯対策を行うこと。

(3) 責任分担

- ・ 本事業の実施にあたり予想されるリスクと責任分担について別紙2のとおりとする。なお、これに定めのないものについては協議により決定する。
- ・ 本市、協定事業者及び第三者に危害を与えた場合は、発電事業者が保証責任を負い、発電事業者の責任において速やかに対応すること。
- ・ 損害保険や賠償責任保険等に参加し、本市へ写しを提出すること。
- ・ 発電事業者が責任を負うべき事項で、本市及び協定事業者が責任を負うべき合理的理由があるものや責任分担が決定されていないものについては、別途本市及び協定事業者と発電事業者で協議する。

(4) 報告

発電事業者は事業期間における発電等設備の年間（毎月）発電量、協定事業者への年間（毎月）売電量、CO₂削減量について、本市の指示により都度報告する。

(5) 非常時

大規模地震、大型台風等の発生後は、安全を確認した上で、速やかに発電等設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。また、点検結果を速やかに本市及び協定事業者に報告すること。

(6) 撤去

- ・ 事業期間終了後の設備については、発電事業者により撤去し原状回復を行うことを原則とするが、事業期間終了時点での社会的動向も踏まえて本市及び発電事業者で協議のうえ、対応を決定する。
- ・ 発電事業者、撤去に要する費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
- ・ 本市の都合により発電設備を接続して設置することができなくなった場合は、発電等設備の撤去を求めることができる。この場合の費用負担は、本市と発電事業者で協議し、決定する。
- ・ 発電事業者の都合により、事業期間の途中で事業を終了した場合は、発電事業者の費用負担により発電等設備の撤去を行うこと。ただし、本市が発電等設備の残置を求める場合には、本市と発電事業者で協議したうえで、発電等設備を発電事業者から本市へ無償譲渡するものとする。

6 その他

- ・ 本事業において蓄電池が不要、または蓄電池の容量が変更になる場合は、市ホームページに掲載するほか、参加申請書提出済みの発電事業者に対しては個別に通知するものとし、ホームページへの掲載または通知をも仕様が変更されたものとする。
- ・ 本事業は、国交付金の交付を前提として実施するものである。そのため、本市と発電事業者間の協定締結までに国交付金の交付決定等が得られない場合は、協定締結等の手続きを中止するものとする。なお、本件手続きを中止した場合、本市は発電事業者に対して、本事業のために要した一切の費用（準備費用等を含む）の補償、賠償の責を負わないものとする。
- ・ 発電事業者は、事業の進行に合わせて、本市や事業関係者と適宜協議打合せを実施する。打合せをした場合、発電事業者は議事録を作成し相互に確認したものを本市に提出すること。
- ・ 本事業の進行上必要となる資料については、必要に応じて市から貸与するものとする。この場合、発電事業者は、本事業以外の目的には使用せず、事業完了後には速やかに返却すること。
- ・ 発電事業者は、業務上知り得た内容、情報等を本市の許可なく第三者に漏らしてはならない。

- ・ 発電事業者は、本市が求める本事業に係る資料作成やデータ提供に協力すること。
- ・ その他、本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、本市と発電事業者で協議して決定するものとする。